

令和4年度

宇佐市農業委員会
第12回(3月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第12回定例総会会議録

令和5年3月31日（金）午前9時30分より宇佐市役所本庁25・26会議室において会長が第12回（3月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

2番	安倍 隆司	委員	4番	久保 公志郎	委員	5番	永松 徳章	委員
6番	安部 仲雄	委員	7番	萩原 久邦	委員	8番	久保田 昭廣	委員
9番	安部 正博	委員	10番	川谷 正一	委員	12番	河野 一雄	委員
13番	永岡 卓巳	委員	14番	丹生 猛	委員	15番	塚崎 正和	委員
17番	池田 雅彦	委員	18番	安藤 宝太	委員	19番	阿部 善浩	委員

欠席委員

1番 赤坂 州男 委員 3番 西 時行 委員 11番 佐藤 俊徳 委員

事務局

石川事務局長、山崎農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係庄部主任

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第70号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第71号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案 第72号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第73号 非農地証明願について
議案 第74号 農用地利用集積計画(案)の決定について
議案 第75号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
議案 第76号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について
議案 第77号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について
議案 第78号 農業委員会事務局職員の任免について
議案 第79号 農地利用最適化推進委員の辞任について
議案 第80号 農地所有適格法人の事業状況報告について
- 報告 第35号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告 第36号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について

報告 第37号 農地法第3条許可処分の取消について
報告 第38号 令和5年度宇佐市農作業標準料金について

事務局 長 （あいさつ）

定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第12回3月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中15名で、事前に3名より欠席、1名（10番 川谷 正一 委員）より若干の遅参の連絡を受けています。宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議 長 （あいさつ）

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番 安倍 隆司 委員、19番 阿部 善浩 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の庄部主任を指名いたします。以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

なお、本議案は8番 久保田 昭廣 委員にかかわる案件がございます。よって宇佐市農業委員会会議規則第26条の規定により議事参与が制限されますので、8番 久保田 昭廣 委員は退席をお願いいたします。

（8番 久保田 昭廣 委員退席）

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第70号3条許可申請は14件で、地区毎の内訳は、長洲地区2件、4筆、3,071㎡、宇佐地区1件、2筆、2,729㎡、四日市地区9件、26筆、28,511㎡、安心院地区2件、7筆、11,111㎡となっております。

2ページをお開きください。

議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和5年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

4ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

5ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲受人が管理中の農地を取得するものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が体調不良のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

6ページをお開きください。

四日市地区 番号5 【議案書番号四日市5朗読】

贈与による所有権移転です。

親から子へ農地を贈与するものです。

四日市地区 番号6 【議案書番号四日市6朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号7 【議案書番号四日市7朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

番号8と9は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

四日市地区 番号8 【議案書番号四日市8朗読】

四日市地区 番号9 【議案書番号四日市9朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

8ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

安藤地区審副会長 はい、議長。18番 安藤です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和5年3月28日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中5名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区2件、宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適

化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和5年3月29日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中4名、農地利用最適化推進委員13名中12名出席のもと開催いたしました。

議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」

四日市地区9件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和5年3月27日午前10時より、安心院支所 視聴覚室において、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員11名中10名出席のもと開催いたしました。

議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」

安心院地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第70号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第70号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議事が終了しましたので、8番 久保田 昭廣 委員に対する議事参与制限を解除いたします。

(8番 久保田 昭廣委員 着席)

(10番 川谷 正一委員 着席)

議 長 次に議案第71号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第71号 4条許可申請は1件で、
地区ごとの内訳は、四日市地区1件、2筆、1,517㎡となっています。

9ページをお開きください。

議案71号「農地法第4条の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和5年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
10ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

駐車場及び進入路用地としての転用で、申請者が所有する住宅の駐車場及び進入路を整備する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

駅川・四日市お願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果

についてご報告します。

議案第71号「農地法第4条の規定による許可申請について」

四日市地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第71号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案71号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第72号 5条許可申請は5件となっています。

地区ごとの内訳は、駅川地区2件、2筆、2,141㎡、安心院地区1件、1筆、131㎡、院内地区2件、5筆、853㎡となっています。

11ページをお開きください。

議案72号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和5年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

12ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、譲受人が経営する動物霊園用の駐

車場20台分を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

建売住宅としての転用で、建売住宅5棟を建築する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

13ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

贈与による所有権移転です。

一般住宅への転用で、自己住宅の増築を行なう計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

14ページをご覧ください。

院内地区です。

院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】

17ヶ月間の賃貸借権の設定です。

資材置場用地への一時転用で、高速道路工事用資材置場として整備する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

院内地区 番号2【議案書番号院内2朗読】

10ヶ月間の賃貸借権の設定です。

資材置場用地への一時転用で、高速道路工事用資材置場として整備する計画です。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
　　　　駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審副会長 　はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
　　　　　　　　　議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請について」
　　　　　　　　　駅川地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
　　　　　　　　　申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。
　　　　　　　　　また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 　安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 　はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
　　　　　　　　　議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請について」
　　　　　　　　　安心院地区1件、院内地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
　　　　　　　　　申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。
　　　　　　　　　また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 　長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
　　　　　　　　　発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議長 　長 　よろしいですか。それでは採決いたします。
　　　　　　　　　議案第72号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第72号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第73号「非農地証明願について」を、議題に供します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第73号非農地証明願は、19件で、地区ごとの内訳は、長洲地区4件、7筆、1,492㎡、宇佐地区2件、3筆、947㎡、駅川地区4件、6筆、3,340㎡、四日市地区6件、8筆、6,083㎡、安心院地区2件、8筆、2,167㎡、院内地区1件、1筆、142㎡となっています。

15ページをお開きください。

議案第73号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和5年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

16ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

平成12年10月30日付で農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

農地法施行以前の昭和22年頃から鉄道用地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

長洲地区 番号3 【議案書番号長洲3朗読】

昭和42年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

長洲地区 番号4 【議案書番号長洲4朗読】

平成14年頃から雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

18ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

昭和40年頃から宅地の一部及び山林化しているため非農地証明願を行うものです。

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

昭和57年5月6日付で農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

19ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

平成2年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

平成2年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

平成6年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号4 【議案書番号駅川4朗読】

昭和50年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

20ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和47年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

昭和60年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

昭和53年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

平成7年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号5 【議案書番号四日市5朗読】

昭和63年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

21ページをお開きください。

四日市地区 番号6 【議案書番号四日市6朗読】

平成3年10月2日付で農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

22ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

平成5年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

平成5年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

23ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

農地法施行以前の昭和24年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 　はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第73号「非農地証明願について」

長洲地区4件、宇佐地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 　駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審副会長 　はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第73号「非農地証明願について」

駅川地区4件、四日市地区6件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 　安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 　はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第73号「非農地証明願について」

安心院地区2件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第73号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第73号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第74号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 24ページをお開きください。

議案第74号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和5年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
25ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、26ページ以降のようになっております。続きまして、35ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合すること、利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、必要な農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補

足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第74号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第74号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第74号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第74号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第74号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。

次に、議案第75号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 48ページをお開きください。

議案第75号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」

農用地利用集積等促進計画(案)を別紙のとおり策定するために、農地中間管理機構より、農地中間管理事業に関する法律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求める。

令和5年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
49ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、50ページ以降のようになっております。

先ほどの農用地利用集積計画(案)で農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この農用地利用集積等促進計画(案)にて担い手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第75号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」

長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画(案)の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第75号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」

駅川地区、四日市地区の農用地利用集積等促進計画(案)の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第75号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」

安心院地区、院内地区の農用地利用集積等促進計画(案)の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

久保田委員 はい。8番 久保田です。この促進計画の中に、今後、宇佐市の中で農業法人が存続できないということで、解散する農業法人がいまのところ4つか5つあります。その中で■■■■が解散するにあたり、企業参入を求めたわけですね。県の開発公社が中間管理機構を使って企業に貸した、と。こんな言い方は失礼かもしれないですけど、我々も四苦八苦しています、認定農業者として規模拡大も考えています。■■■■(が耕作していた分)については、作りたかった方もいたようで、口約束していた方もいるよう

です。そんな中で、無理に企業を入れてよいのか、と思います。今回こういう企業が入ってきたら、潰れた農業法人のところにはどんどん企業が入ってきますよ。我々が一生懸命農地を守ろうとしているにもかかわらず。いろいろ調べたらですね、県が（■■■■■に）紹介した、ということなんです、作り手がないから。しかしそれは紹介ではなく斡旋でしょうと指摘しても、（県は）紹介です、と。説明会を開いて納得しない方は個人に貸して、企業に貸した方の分が今回の議案のとおりになっているようです。今後のことですが、企業参入というのは怖いところもあります。県の方でも、■■■■■の問題でも5億ほどの負債を抱えて、あれも企業が入った案件ですが、まだ1億何千万を払っていない、と。県の担当は誰が許可したのか、と県議会でも問題になっているようです。企業が入るのはよいのですが、儲からなくて出て行った、となると誰が農地を守っていくのか。それは地域の人を守っていかなければと思います。ですので中間管理機構を通すのはよいのですが、順番としては宇佐市の人間がその20町歩を耕作する前提で、それができなかつた場合に企業説明、とすべきなのに、この案件はそれを飛び越えてしまっているわけです。だから今後このようなケースが増える場合に、中間管理機構と農業委員会はもう少し話し合っただけ進めていただきたいと思います。4月から農地を5反持っていない場合でも買えるようになるわけですが、このままだと農地がばらばらになってしまうと思います。私はこの件について反対しているわけではないですが、農業委員会として、農地を守るという立場にある者として、もう少し審議を重ねた方がよいのではないかと思います。

議長 ありがとうございます。今の意見について、現地はどのようなのか、皆さんに分かるよう説明をお願いします。

山崎農政係総括 はい。これは、56ページからの■■■■■についてのことですが、（事業内容としては）■■■■■、■■■■■などを運営しています。この会社が今回、参入ということで、60ページまでの合計60筆となりますが、■■■■■が借りる計画となっています。■■■■■が解散・解約した農地が145筆あり、そのうち60筆を今回■■■■■が借りた、という内容になっています。残りの部分は、またいずれ計画が出てくると思います。この参入については農業委員会としても、あとで聞いたような形となっています。事前に情報があれば、あるいは農業委員・農地委員さんからもこちら（事務局）に相談等していただければよかったな、という感じではあります。今後も入り作問題については、来年度からの地域計画の策定の座談会において、地域としてどうしていくのかというのを決めていくべきと考えていま

す。

議長　いま説明がありましたけれども、■■■■■という企業は農地所有適格法人ですか。そうした資料がついていませんが。

遠嶋農政係総括　通常は農地所有適格法人ということで届出がありますが、■■■■■の場合は農地所有適格法人ではなく、契約書の中に解除条件をつけて契約することで、普通の株式会社でも契約できる形態となっています。その解除条件については、きちんと農業をしているですとか、地域の水の管理ですとか、そうしたことを農業委員会に毎年報告してもらうことになっており、それができない場合は契約の解除する、というような条件になっています。

久保田委員　地域計画を策定して10年後の地域の話をしようとしているのに、このような企業を入れたら地域計画ができないじゃないですか。それを県が斡旋したことが私には解せない。ではこの会社は10年後、20年後に実在するんですか。私はそれを一番懸念している。

山崎農政係総括　10年後、というのは分かりませんが、地域の新しい耕作者が決まらなかったという中での苦渋の選択だったとは思いますが。

久保田委員　中間管理機構には、我々認定農家が規模拡大したいからと手を挙げているんです。（手を挙げる人が）誰もいなければ企業参入、とするべきで、順番が違うと思います。中間管理機構を無視してやっていることです、これは。そしてここ（議案）に載ったということは地区審は通過して許可相当、と、皆（農業委員会）で責任を取ろう、という内容ですよこれは。だからこの件は中間管理機構、農業委員会がもう少し厳しく、注意して見ておくべきだった案件だと思います。飛び越えています、順番を。まあ（■■■■■に）お願いしたらいいのでは、決まったことはどうしようもないので。

石川事務局長　ありがとうございます。まさに、（久保田委員の指摘は）皆さんが思っていることだと思います。私も、この件については県の担当者に直接お伺いする機会がありましたので聞きました。最低限、議案に出る以上は、合議なくして議案には載らない、これは大前提です。すなわち先ほど145筆、■■■■■の法人解散により、今後担い手が必要な面積がある、と。その中で、今回60筆、9町4反くらいを■■■■■に権利設定を行うということで、■■■■■とは何か、というのを最低限確認したいとしたところ、先ほど遠嶋総括からあったように、所有はしない、土地は買わない、

と。土地を賃借もしくは使用貸借において耕作する、ということで、基本的には適格法人として農地を取得するのではなく、一般法人として解除条件付でという、そういった経営を考えている、と。そして、最も大事なのが、145筆ある中で、規模拡大計画もあるだろうけれども、今現在、この[]に合議がなされたという、久保田委員からもありましたけれども、地元の認定農業者、地元の担い手がまず協議を行って、「[]が行くくらいなら自分が手を挙げたかった」というようなことがあれば合議はできませんよ、そこが解決できないと議案としては成立しませんよ、ということ、今回のやり取りの途中で提言をしてきております。皆さんも久保田委員も私もそうですが、一番心配していることとして、年限はいつまでなのか、というのが60ページにありますように、使用貸借が5年8か月、賃借権が7年4か月となっています。ということは5年以上、6年以上しっかりとやっていくのか、というのが気にかかるところです。企業としては「採算が合わないから契約期間中であるけどもさよなら」というようなことがあってはならないと思うところです。これは農政課の方に詳細確認しているわけではありませんが、3月中に宇佐市と農業生産企業としての参入協定を整えて、いわゆる市と企業の紳士協定を整えたうえでの手続きを進めている、というように伺っています。いずれにしても合議に基づく内容でない議案には載せない、というのは大前提です。併せて、遠鳴総括からありましたように、一般法人といえども、報告は毎年しっかり受けて、皆さんに報告を行っていくということで、こうした考えのもと、私も今後注視していきます。今後、地域計画において担い手を貼り付けていくうえでも「この企業なら大丈夫だ」というのがあれば、その意見を育てていただきたいという思いもありますので、しっかりと合議の中で、審議の中で、報告を行っていきたいと考えています。

議 長 まだ採決はしていないので。この企業はおそらく米を作るために来るんですよね。ならば、今、畑地化ということを一先懸命言っている中で、米を作るだけの企業を参入させることについては農業委員会としては否決してもよいのではないかと、思います。地区審では地域の事情もあることから賛成せざるを得ないかもしれませんが、本審議において、農業委員会の意見としては、米を作るだけの農業者を今から参入させるということは、大分県の方針にもそぐわないし、米を作る以外に何するのか、畑地化をしていくのにどうしていくのか、というのを聞き取ったうえで、再審議をするということはどうでしょうか。

久保田委員 ちょっといいですか。この[]の件については、県が認定

農業者に依頼して、直播指導をする、ということになっているようです。おかしい話なんです。県が言うには「失敗ができないから」ということみたいなのですが、県が斡旋して認定農業者を指導者として、農協が指導するはずが。本人（認定農業者）に聞いてみると、「県から依頼があったから、断っていないです」ということでした。企業たるものですね、田植えの機械も何も持っていないで田んぼの管理ができるのか、と思うわけです。地元には、県を通して「指導してください」と言っているわけです、この会社は。先ほど145筆とありましたが、9町くらいを■■■■が、あとの10町を■■■■が使うようになっているようです、私が聞き取りをしたところによると。半分については、地元の人も怖いから、ということで■■■■にお願いしているみたいです。私は会長が言っていたことが大正解だと思います。県知事に国営事業の陳情に行っても「『米』という言葉は言わないでください」と言われました。なので、参入してよい企業ではないと思います。

議長　　長　　そういうことで、一旦保留ということではよろしいでしょうか。

全員　　員　　はい。

議長　　長　　続きまして、議案第76号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について』を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局　別綴じの1ページをご覧ください。
議案第76号「農地等の最適化の推進に関する指針の一部改正についての意見について」

改正農業委員会法第7条第3項の規定に基づき、別紙「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について、意見を求める。

令和5年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

【事務局説明】

議長　　長　　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長　　長　　よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第76号について、原案のとおり承認することに賛成の方

は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第76号は原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第77号『令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について』を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 別綴じの8ページをお開き下さい。

議案第77号『令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について』、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、別紙「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)」について、審議会の意見を求める。

令和5年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

【事務局説明】

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第77号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第77号は原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第78号「農業委員会事務局職員の任免について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 別綴じの12ページをお開きください。

議案第78号「農業委員会事務局職員の任免について」
農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、別紙のとおり事務局職員の任免について、委員会の承認を求める。

令和5年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

それでは、議案の提案説明をいたします。農業委員会の職員

は、農業委員会等に関する法律第26条第1項において、農業委員会に職員を置くとされ、同条第3項において職員は、農業委員会が任免すると規定されています。すなわち、職員の任免は、農業委員会の決議によって行われることとなります。

13ページをお開き下さい。今回、4月1日付けで異動の内示が発令されます。これによりまして、3月31日をもって事務局職員の職を免ずる者は、山崎誠也総括、中家洋介副主幹、井上隆博主任で、山崎総括は教育委員会社会教育課文化財係、中家副主幹は健康課、井上主任は福祉課へ異動します。また4月1日付けで事務局員を任命する者としてまちづくり推進課から山末永悟次長、税務課から安部堯主任、同じく税務課から三浦智子主事の3名であり、この任免について、承認をお願いするものであります。以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第78号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第78号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第79号『農地利用最適化推進委員の辞任について』を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 別綴じの14ページをお開き下さい。
議案第79号『農地利用最適化推進委員の辞任について』、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、別紙のとおり農地利用最適化推進委員の辞任について、委員会の同意を求める。

令和5年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

【事務局説明】

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第79号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第79号は原案のとおり承認いたしました。
次に、議案第80号『宇佐市農業委員会事務局処務規程の一部改正について』を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 別綴じの16ページをお開き下さい。
議案第80号『宇佐市農業委員会事務局処務規程』の一部改正について、審議会の審議を求める。
令和5年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

【事務局説明】

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第80号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第80号は原案のとおり承認いたしました。

議 長 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。
報告第36号から39号を一括して事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、一括してご報告させていただきます。
議案書の66ページをお開き下さい。
報告第36号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による

届出については受理したので、ここに報告する。

令和5年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は67ページからの3件がございました。

地区毎の内訳は、四日市地区1件、1筆、958㎡、安心院地区2件、7筆、3,638㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

69ページをお開き下さい。

報告第37号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和5年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は70ページからの14件がございました。

地区毎の内訳は、長洲地区1件、1筆、832㎡、宇佐地区1件、2筆、2,729㎡、四日市地区8件、166筆、234,270㎡、安心院地区3件、13筆、20,473㎡、院内地区1件、4筆、6,218㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

88ページをお開き下さい。

報告第38号「農地法第3条許可処分の取消について」

農地法第3条第1項の規定による許可処分については、取り消したのでここに報告する。

令和5年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は89ページからの1件がございました。

四日市地区1件、1筆、587㎡です。四日市地区1番は、令和4年6月6日付け売買による所有権移転で3条許可済みとなっていたが、自己住宅の建築に計画変更したため、許可処分を取り消したものです。なお、今後、転用申請を行う予定です。

90ページをお開きください。

報告第39号「農地所有適格法人の事業状況報告について」

農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定による事業の状況等の報告について、同法第2条第3項各号に掲げる要件を確認したので、ここに報告する。

令和5年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は議案書の91ページからの70件がございました。

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人は毎事業年度の終了後3カ月以内に農地法施行規則第59条に規定する事項を記載した報告書を農業委員会に提出しなければならないとされていることから報告を受けたものです。内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件等を確認し、いずれも要件を満たしていると考えております。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 ただ今の報告第36号から39号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

それでは、先ほど承認されました人事案件で、事務局を去られる職員及び新しく着任する職員から一言ずつあいさつをお願いしたいと思います。

事務局（離任者） (あいさつ)

事務局（着任者） (あいさつ)

議 長 ありがとうございます。

異動されます3名の方につきましては、大変ご苦労様でした。新しい職場でもご活躍されますことをご期待申し上げます。今まで本当にお世話になりました。ありがとうございます。

また、新たに着任されます3名の方につきましても、4月からのご活躍をご期待申し上げます。

その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局 来月4月の令和5年度第1回定例総会は、5月8日月曜日、午

前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第12回定例総会を閉会いたします。

午前11時00分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和5年3月31日

議長 菅原 維範 ⑩

署名委員 安倍 隆司 ⑩

署名委員 阿部 善浩 ⑩

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。